

2 いじめ及び不登校の状況について

(1) いじめ・不登校の状況について P. 2 参照

- ・いじめについては、友人同士のけんかやふざけあいであっても、相手が苦痛と感じたものは、「いじめ」として積極的に認知しているため、特に小学校におけるいじめの認知件数は、増加している状況にある。担任のみならず学校の組織全体で指導・支援していく必要がある。
- ・不登校については、小学校で平成 29 年度から 30 年度にかけて大きく増加しており、中学校では全国・宮城県の出現率を上回る状況が続いている。不登校の要因は多岐にわたっており、児童生徒や保護者への働きかけや支援の難しさがあるが、今後も学校・保護者・関係機関の連携強化、市心のケアハウスの活用等により、不登校の減少を目指したい。

(2) いじめ・不登校に係る取組について

市いじめ相談員、市心のケアハウス、学校専門相談員及び不登校相談員等の配置により、学校教職員と生徒指導関係職員・関係機関との連携を強化し、個々の児童生徒や保護者に対応した指導・支援を行っている。(家庭訪問や別室での学習指導、ケース会議への参加・校内会議への参加等)

学校においては、いじめの認知(心理的・物理的な影響を与える行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの)を積極的に行うとともに、担任だけが抱え込まず学校組織としていじめ事案を共有し、組織としての対策や指導、継続的観察等により、いじめ事案の解決に組織的に対応するよう指導・助言を行っている。

市内全小・中学校が「魅力ある学校づくり調査研究事業」に取り組んでおり、児童生徒の絆づくりや居場所づくりに努めることにより、児童生徒が行きたくなる学校づくりを推進し、不登校の減少を目指している。

東松島市立小・中学校における いじめ・不登校の状況について

1. いじめ認知件数・解消率

		在籍児童 生徒総数 (5月1日現在値)	認知件数 (A)	認知したいじめの現在の状況（平成29年度末・30年度末については、3月31日現在の状況）				
				解消しているもの (B)	解消率 (B/A)	解消に向けて取組中	その他	計
小学校	平成28年度末	2,146	130	113	86.92%	14	3	130
	平成29年度末	2,116	216	182	84.26%	34	0	216
	平成30年度末	2,076	198	169	85.35%	28	1	198
	29年度末・30年度末対比	40	18	13	1.09%	6	1	18
中学校	平成28年度末	1,214	23	23	100.00%	0	0	23
	平成29年度末	1,152	34	29	85.29%	5	0	34
	平成30年度末	1,117	21	18	85.71%	3	0	21
	29年度末・30年度末対比	35	13	11	0.42%	2	0	13

平成29年3月に国の「いじめい防止基本方針」の一部改定により、友人同士のけんかやふざけあいであっても、相手が苦痛と感じたものは、「いじめ」として積極的に認知し、継続的に見守り・きめ細やかな指導につなげていくこととしたため、特に小学校におけるいじめの認知件数は、全国的にも従来に比べ増加している状況にある。

本市における平成30年度末現在の児童生徒1,000人あたりのいじめ認知件数は、68.7件（児童生徒数3,193名に対し、認知件数219件）であり、29年度値（76.5件）との対比で、△7.8件であった。国・県で公表している平成29年度末値（全国／30.9件、県／79.5件）と比較しても、低い件数となった。

いじめ解消の定義づけについては、本人同士の謝罪等ですぐに関係が改善した場合であっても、3ヶ月間は経過を注意深く見守り、いじめが止んだ状態が3ヶ月継続していることの確認をもって、いじめが解消したとの判断を行うこととしており、いじめ認知の時期が年度末となった場合、次年度に解消の判断を持ち越すこととなる。そのため、年度末現在における解消率が、いじめ事案の長期化・困難化を示しているものではない。

2. 不登校の状況

		在籍児童 生徒総数 (A) (5月1日現在値)	不登校(B)				不登校(B)の うち、前年度か ら不登校の状態 が継続している 児童生徒数	不登校出現率 在籍児童生徒総 数似占める不登 校児童生徒数の 割合(B/A×100)
			うち、90 日以上欠 席してい る者	うち、出 席日数が 10日以下 の者				
				うち、出 席日数が 10日以下 の者	うち、出 席日数が 0日の者			
小学校	平成28年度末	2,146	4	2	0	0	3	0.19%
	平成29年度末	2,116	4	0	0	0	1	0.19%
	平成30年度末	2,076	16	8	0	0	4	0.77%
	29年度末・30年度末対比	40	12	8	0	0	3	0.58%
中学校	平成28年度末	1,214	66	32	3	1	32	5.44%
	平成29年度末	1,152	57	16	5	1	33	4.95%
	平成30年度末	1,117	59	34	6	2	38	5.28%
	29年度末・30年度末対比	35	2	18	1	1	5	0.33%

【参考】

不登校出現率 (全国)	不登校出現率 (宮城県)
0.47%	0.52%
0.54%	0.66%
未公表	未公表
3.01%	4.08%
3.25%	4.30%
未公表	未公表

何らかの心理的・情緒的・身体的、あるいは社会的な要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にある児童生徒のうち、年間欠席日数の累計が30日以上児童生徒を「不登校」として計上している。

3. 平成30年度不登校児童生徒の不登校の要因

	分類別 不登校児童 生徒数	割合	学校にかかる状況									家庭に 係る状況	左記に 該当なし
			いじめ	いじめを 除く友人 関係をめぐ る問題	教職員との 関係をめぐ る問題	学業の不振	進路に係る 不安	応酬 クラブ活動 ・部活動への 不適	学校のきまり 等をめぐ る問題	適入学 ・転編入学 ・進級時の不 適			
小学校	「学校における人間関係」に課題を抱えている。	3	18.75%	1	0	1	0	0	0	0	0	1	1
	「あそび・非行」の傾向がある。	0	0.00%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	「無気力」の傾向がある。	3	18.75%	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0
	「不安」の傾向がある。	5	31.25%	0	1	0	1	0	0	0	0	2	2
	「その他」(理由等がはっきりしない等)	5	31.25%	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
	計	16	100%	1	1	1	1	0	0	0	0	7	7
中学校	「学校における人間関係」に課題を抱えている。	9	15.25%	0	5	3	0	0	0	0	0	0	1
	「あそび・非行」の傾向がある。	4	6.78%	0	1	0	0	0	0	1	0	2	0
	「無気力」の傾向がある。	25	42.37%	0	1	0	5	0	0	0	0	18	1
	「不安」の傾向がある。	13	22.03%	0	4	0	2	0	1	0	0	5	1
	「その他」(理由等がはっきりしない等)	8	13.56%	0	0	0	0	0	0	0	0	6	2
	計	59	100%	0	11	3	7	0	1	1	0	31	5

平成30年度調査における不登校の要因は、上記のとおりであり、小学校と中学校では要因毎の割合に差異がみられた。小学校では「『不安』の傾向がある」と理由の特定ができない「その他」の割合がそれぞれ31.25%を占め、平成29年度における宮城県全体の傾向とほぼ同じ内容であった。

一方で、中学校においては「『無気力』の傾向がある」が42.37%を占めており、続いて「『不安』の傾向がある」が22.03%であった。平成29年度の宮城県全体の割合では、「『不安』の傾向がある」が31.1%と「『無気力』の傾向がある」が28.8%であったことから、本市の特徴として、傾向がある」の割合が上げられる。

また、小・中学校に共通して、「家庭環境の急激な変化」や「親子関係をめぐる問題」、「家庭内の不和」等、「家庭に係る状況」を不登校の要因としてあげている児童生徒が全体の約半数を占めている。本人の「無気力」や「不安」に係る問題だけでなく、不登校問題に対する保護者の認識を高めるとともに、家庭と学校が連携して対策にあたっていくことの必要性が求められている。

加えて、不登校や別室登校・不登校傾向となっている児童生徒の中には、発達障害などの問題を抱えている児童生徒もいることから、本人の状態を見極め、個に応じた支援につなげていくためにも、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、子どもの心のケアハウス職員、保健師等とも連携し、対応にあたっている。

4. 東松島市子どもの心のケアハウスでの支援状況

	平成30年度		令和元年度 7月末現在	
	小学校	中学校	小学校	中学校
支援対象児童生徒数（実数）				
ケアハウスへの継続通所	1	3	2	1
別室登校者への学校訪問支援	5			
面談・家庭訪問による支援（不登校以外の相談含む）	2	7		1
計	8	10	2	2
支援を行った児童生徒の改善状況（実数）				
別室登校から所属教室への完全復帰	4			
別室登校から所属教室で一部授業に参加	1			
平成31年度より所属校の部活動、放課後活動に参加		1		1
志望高校に合格し、進学		2		
計	5	3	0	1

4

みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業の財源を活用し、平成31年6月に矢本駅前のゆふと1階に「東松島市子どもの心のケアハウス」を開設。所長兼スーパーバイザー1名、学び指導員3名、心のケア相談員1名を配置し、心の問題等により、学校に登校できない児童生徒の集団（学校）復帰に向けた適応支援、学びの支援と心のケアを行っている。また、例年、夏休み明けから学校を休みがちになったり、所属学級での活動に参加できない児童生徒が発生する傾向にあるが、平成30年度については、小学校でその傾向が顕著に現れたため、2学期半ばから学び指導員1名を小学校に配置し、別室での学習支援や所属学級への復帰に向けた適応支援を行った。

石巻圏域における不登校児童生徒の公的な受入施設は、これまで石巻市で開設している適応指導教室（けやき教室）のみだったため、石巻市に広域入所の受入を依頼していたが、通所時の保護者送迎対応の難しさ等から、通所につながらなかった。

（石巻市けやき教室への通所状況：平成29年度 1名（中3）、平成28年度 0名）

矢本駅前に心のケアハウスを開設したことにより、通所や相談に訪れやすい環境が整い、学校や相談員からの働きかけによって、平成30年度は4名の不登校児童生徒をケアハウスへの通所につなげることができた。令和元年度は、3名の不登校児童生徒が通所している。

本市では、従来から「いじめ・不登校対策事業」として、不登校相談員3名（各中学校の相談室等に1名ずつ配置し、別室登校者等の学習支援、適応支援の相談業務を実施）と学校専門相談員3名（中学校区毎に1名ずつ配置し、学区内の小中学校を巡回し、いじめや不登校を含む、学校諸課題解決に向けた相談対応・支援業務を実施）、いじめ相談員1名（いじめに係る相談対応・早期解決に向けた支援業務を実施）を配置し、心のケアハウス事業と連携して対応にあたってきた。次年度以降は、心のケアハウス事業として相談員の配置や機能を集約し、学校と連携して、より効果的な事業展開となるよう調整を進めている。